

個人情報保護委員会（第190回）議事概要

- 1 日時：令和3年10月29日（金）14：40～
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、
加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
福浦事務局長、佐脇審議官、西中総務課長、赤阪参事官、
山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、松本研究官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：令和3年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
浅井委員から「上半期の活動実績を振り返ると、特に、令和2年改正法及び令和3年改正法の施行準備について着実に進んでいる。これらの改正は、多様な主体の活動に影響するため、委員会の体制整備、ガイドライン等の作成、改正法の周知広報など、円滑な施行に必要な準備を引き続き着実に進めていくことが必要である」旨の発言があった。
梶田委員から「令和3年改正法により、公的部門における個人情報の取扱いを委員会が所管することになり、一元的に国民から個人情報保護制度や個人情報の取扱いについての相談、苦情等を受け付けることとなる。委員会を身近な存在として感じてもらえるよう、委員会の認知度や活動に対する理解を高めることも意識しながら、広報活動に取り組むことが重要と考える」旨の発言があった。
丹野委員長から「令和3年度の上半期は、まずは令和2年改正法を踏まえたガイドライン、Q&Aの改正・公表などがあり、次に令和3年改正法の成立・公布を受けて、個人情報保護制度の一元化の取組がスタートし、更に監督等については、LINE株式会社に関する指導事案などがあり、委員会に対する国民からの期待の高まりを感じているところ。委員会は、令和4年度以降、新しいステージに進むこととなるが、国民の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いを確保するという委員会の責務を果たすことを通じて、国民に信頼される委員会を目指して、下半期もしっかり取り組んでまいりたい」旨の発言があった。
原案のとおり決定し、公表することとなった。
 - (2) 議題2：令和3年改正個人情報保護法 公的部門ガイドライン案について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
藤原委員から「本日、整備法第50条の規定による改正に基づく令和4年春施行の法律について、公的部門に係るガイドライン案が示された。内容的

には、特にサイバーセキュリティの観点や委託先の監督について問題意識が明確に示されていること、漏えい等について行政機関等から委員会への情報提供も求めていることなど結構な内容だと思う。改正法の施行後、委員会として行政機関等における個人情報の取扱いについても一元的に制度を所管することになるわけであるが、新たな個人情報保護法が国民の権利利益の保護に資するものになるようにという観点から、パブリックコメントで提出される御意見についてしっかりと対応していく必要があるのではないかと思う。世間の関心の高いところであるので、多様な意見が示されることを期待しており、その点について事務局においては対応をお願いしたい旨の発言があった。

中村委員から「今回のガイドライン案は、主に国の行政機関や独立行政法人等を対象にするものであるが、再来年春の改正個人情報保護法の地方部分の施行に向けて、来年の4月までにガイドラインの改正が行われる見込みであることも説明の中で示された。5月の改正法成立直後から、委員会事務局はガイドライン作成に向けて、総務省自治行政局とも連携を図りながら、9回にわたって説明会を開催するなど、地方公共団体と積極的にコミュニケーションを取ってきた。委員会として地方公共団体とコミュニケーションを取る際には、施行準備を担当する地方公共団体の皆様に新たな制度に対する理解を深めていただくために丁寧な説明に努めるとともに、地方の実情にも耳を傾けてきた。今後も引き続き、地方の実情もしっかり踏まえながらガイドライン作成の作業を進めていくことが肝要と考える」旨の発言があった。

高村委員から「独立行政法人等のうち、令和3年改正法の別表第2に掲げる法人等の、個人情報取扱事業者等に関する改正法第4章の規定が適用される法人等については、今回のガイドライン案に加えて、本日公表された民間部門のガイドラインも参照しながら、個人情報の適切な取扱いを確保していただく必要がある。これらの法人等において、個人情報の適切な取扱いが確保されるよう、委員会としても引き続き必要な情報をわかりやすく提供していくこと等が必要と考える」旨の発言があった。

原案のとおり意見公募手続を行うことについて了承された。

(3) 議題3：LINE 株式会社における改善状況の概要及び同社等に対する対応方針

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「現時点で必要と思われる範囲での詳細な調査が行われており、また、LINE 株式会社において、委員会の指導に沿った改善策がおおむね実施されているため、立入検査を終了することは適切である。もっとも、LINE 株式会社は、公共インフラのような性格を有し、かつ秘匿性の高い多

数の個人データを取り扱う事業者であり、高い水準の安全管理措置を講じることが望ましく、社会からも高い関心が寄せられている。このため、今後とも、委員会として、必要な場合に機動的に対応することが必要である。また、実施未了である委託先の監査等については、来年3月末を期限として実施状況の報告を受け、最後までフォローアップを行う必要がある」旨の発言があった。

原案のとおり決定され、手続を進めることとなった。

丹野委員長から「本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、公表可能な範囲で公表することとしたい。資料については、配布の『公表資料』を公表し、それ以外の資料を非公表としたいと思うが、よろしいか」という旨の発言があり、各委員の了承を得て、本議題については、公表することとなった。

以上